

ソーシャルメディア利用ガイドライン(学生向け)

以下の項目は、ソーシャルメディアを利用する際に注意すべきマナーです。ソーシャルメディアでトラブルになると桐生大学及び桐生大学短期大学部だけでなく、あなた自身にも大きな不利益が生じます。ソーシャルメディアを利用する際は以下の項目を注意事項として、常に留意するように心がけてください。

1. 目的

このガイドラインは本学の学生が、ソーシャルメディアを用いる際に遵守しなければならない基本原則です。

ソーシャルメディアを利用し、知見を深めることは、さまざまな人との交流や学生生活でも、役に立つと考えています。

ただし、ソーシャルメディアでの言動が社会的に影響を及ぼすことがあることを忘れないでください。特にソーシャルメディア上で本学の学生であることを明示したり、履歴等から本学の学生であることが推定可能な場合には、特に注意が必要です。

さらにソーシャルメディアに限らず、インターネット上のサービスでは、自分の投稿が半永久的にインターネット上に残存したり、匿名で発言したつもりがソーシャルメディア同士の相互リンクによって発言者が特定されたりすることも考えられます。ソーシャルメディアを活用する場合は、以下のガイドラインを守って、有意義な学生生活となるようにしましょう。

2. ソーシャルメディアとは

本ガイドラインでいうソーシャルメディアとは、ソーシャルネットワークサービス(SNS)、動画共有サイト、ブログ等、個人がインターネット上で行う情報発信行為全般を想定しています。

以下に主なものを示します。

Facebook、Google+、Ameba、GREE、mixi、Instagram、Mobage、Pinterest、YouTube、ニコニコ動画、Twitter、LINE

3. 注意事項

(1)各種法令の遵守

基本的人権、知的財産権に関して十分注意してください。人物の肖像写真等については、著作権とは別に被写体となった人の人格権に基づく権利が認められる場合がありますので、知的財産権のみならず、こうした人格権にも配慮が必要です。

また、情報発信の際には、以下の事項に関する情報を発言(発信)してはいけません。

- ・ 誹謗中傷、名誉棄損、嫌がらせ、脅迫に該当すること
- ・ 他人のプライバシーに関すること
- ・ 公序良俗に反すること
- ・ 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条に関する差別的なこと

(2)大学の一員としての自覚

大学の一員としての身分を明らかにした上で、ソーシャルメディア上の活動を行う場合、社会的視点では、大学を代表したイメージで受け取られる可能性があることを自覚し、大学の一員として恥じない行動に努めてください。

(3)正確な情報の確認

発信する前に、その発信内容に虚偽がないことを確認してください。もし虚偽の内容を発信してしまった場合は

直ちに訂正や撤回をするのはもちろんですが、できるだけそういったことがないように、発信前にはその内容を情報源と照らし合わせて確認することが必要です。

(4) プライバシーの保護

ネットワーク上のコミュニケーション活動では、情報を削除しても第三者において保存され、将来にわたり人物情報として利用される恐れもあります。個人情報以外にも行動履歴等から個人を特定される事例もありますので、十分注意してください。また、就職活動において、雇用者が雇用希望者をウェブ上で検索することが増えてきています。ウェブ上で発信したことが、将来的に自身の不利益につながる可能性があることを、自覚してください。

(5) 誠実で責任ある言動

ソーシャルメディアは参加者の互助性で成り立っている一面があります。困っているときに仲間や、時には面識のない人からの援助があるかもしれません。このようなソーシャルメディアの互助性を意識して、信義誠実な態度で相互に気持ちよくコミュニケーションすることを心がけてください。常識に基づいて誠実な態度で正直な発信を心がけ、自分の発信した情報に責任をもってください。

4. トラブルの例

本ガイドラインを守らないソーシャルメディアの安易な利用は、次のようなトラブルや結果を招くことがあります。

(1) 未成年飲酒、賭博、カンニングの告白等、社会法令に反する行為についての発信

⇒当然ですがこれらの行為は社会的に許されません。法的処分の対象になりますし、学内でも処罰の対象となります。また、所属団体や家族にも影響を及ぼすことがあります。

(2) アルバイト先等での機密情報を暴露

⇒企業に不利益をもたらした場合、損害賠償を求められることがあります。

(3) 就職内定先企業等への侮辱的な発信

⇒こういった行動は内定取消やその後の就職活動に悪影響をもたらすことがあります。

(4) うれしさのあまり、合格通知書や内定通知書を写真付きで投稿

⇒個人情報漏えい行為とみなされたり、場合によっては内定先企業との守秘義務違反となり、内定取消となることがあります。

(5) 「～さんは今日、～で飲み会」など、友人の交友関係を無断で投稿

⇒人間関係の悪化や思わぬトラブルを発生させることがあります。

(6) ニュース等に関する偏った思想のつぶやきや侮辱的・わいせつな書込み

⇒たとえ個人的なサイトでの発信であっても、自分とは関係のない場所で取り上げられ、炎上・いやがらせなどの事態を招くことがあります。

(7) 悪質なデマや不正確な情報の発信

⇒軽い冗談のつもりでも、大きな社会問題となった事例もあります。

(8) 他人の携帯やアカウントを使って、SNS にログイン

⇒(1)と同様です。携帯を置き忘れていたり、パソコン等をログインしたまま放置すると、アカウント情報の漏えいにつながり、悪用される恐れがありますので、普段から注意が必要です。